

障害福祉に係る次期計画の策定について

1 趣旨

2026 年度は、障害のある人が地域で安心して暮らせるための総合的な計画である「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」の、計画期間の最終年度に当たることから、新たに次期計画を策定する。

2 一体的に策定する計画

本県の障害者施策の進むべき方向を示す羅針盤として、実効性の高い総合的な計画とするため、引き続き、障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定していく。

○ 障害者計画

県の障害者施策の考え方や方向性を定めるもの

○ 障害福祉計画

障害福祉サービスを必要とする人に、必要とする量を提供できるよう、県内の提供体制を確保するための取組を定めるもの

○ 障害児福祉計画

障害児の通所サービスや入所サービス、相談支援が提供できるよう、県内の提供体制を確保するための取組を定めるもの

3 計画の骨子素案

計画の章立ては、「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」と同様とする。
また、各章の具体的な記載事項は2 ページ以降に記載。

章立て
第1章 計画策定の趣旨
第2章 計画の基本的な考え方
第3章 現状
第4章 展望
第5章 各分野における障害者施策の基本的な方向
第6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等
第7章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量と確保策等
第8章 目標一覧
第9章 計画の推進

※ 一部、文言修正あり。

4 計画期間

障害福祉計画・障害児福祉計画は、計画期間を3年間とすることが基本とされていることを踏まえ、現計画と同様、計画期間を3年間とする。

障害者計画は、障害福祉計画・障害児福祉計画の周期や中期計画として位置づけることを踏まえ、現計画と同様、計画期間を6年間とする。

なお、3年後(2029 年度)に障害福祉計画・障害児福祉計画の策定を検討する際には、2028 年に国による策定が予定されている次期障害者基本計画や社会情勢の変化等を踏まえ、障害者計画についても柔軟に見直しをしていく。

○ 障害者計画

2027 年度から 2032 年度までの6年間(中期計画)

○ 障害福祉計画・障害児福祉計画

2027 年度から 2029 年度までの3年間(短期計画)

(参考) 障害福祉に係る計画の策定状況

障害者計画			障害福祉計画・障害児福祉計画		
区分	策定年度	計画期間	区分	策定年度	計画期間
第1期	2000 年度	2001～2010 年度 【10 年間】			
			第1期	2006 年度	2006～2008 年度 【3 年間】
第2期	2010 年度	2011～2015 年度 【5 年間】	第2期	2008 年度	2009～2011 年度 【3 年間】
			第3期	2011 年度	2012～2014 年度 【3 年間】
第3期	2015 年度	2016～2020 年度 【5 年間】	第4期	2014 年度	2015～2017 年度 【3 年間】
			第5期 第1期(児)	2017 年度	2018～2020 年度 【3 年間】
第4期	2020 年度	2021～2026 年度 【6 年間】	第6期 第2期(児)	2020 年度	2021～2023 年度 【3 年間】
			第7期 第3期(児)	2023 年度	2024～2026 年度 【3 年間】
第5期	2026 年度	2027～2032 年度 【6 年間】	第8期 第4期(児)	2026 年度	2027～2029 年度 【3 年間】
			第9期 第5期(児)	2029 年度	2030～2032 年度 【3 年間】

5 計画策定のスケジュール(予定)

2026 年	7 月	第1回障害者施策審議会(計画骨子素案検討) 第1回自立支援協議会(計画骨子素案検討)
	12 月	第2回障害者施策審議会(計画素案検討)
2027 年	1 月	パブリック・コメント(計画素案)
	3 月	第3回障害者施策審議会(計画案検討) 第2回自立支援協議会(計画案検討)
	3 月	計画策定・公表

特に御意見いただきたい事項を点線で囲んでいます。

障害福祉に係る次期計画の各章に記載する事項(骨子素案)

第1章 計画策定の趣旨

計画策定の目的や根拠、経緯等について記載する。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

計画の基本理念を記載する。

国が策定する障害者基本計画の基本理念に変更がないことなどから、「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」の基本理念と同様とする。

全ての県民が、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現

2 基本的考え方

計画の基本的な考え方を記載する。

「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」の基本的考え方と同様とする。

※ 一部、文言修正あり。

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、障害のある子どもの健やかな育成を図るため、次の9つの考え方のもとに、中期的な横断的・重点的な取組の方向性を示すとともに、必要な障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援等の見込量等を設定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組む。

- ① 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援をします
- ② 障害の有無に関わらず共に暮らせる「すべての人が生涯輝き、活躍できる愛知」の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消に取り組みます(愛知県障害者差別解消推進条例の推進)
- ③ 手話言語の普及と障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ります(手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の推進)
- ④ 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします
- ⑤ 希望する人が日中活動系サービス等を受けられるようにします
- ⑥ グループホームや地域生活支援拠点等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進するとともに、障害のある人が地域での生活を継続できるようにします
- ⑦ 福祉施設から一般就労への移行及び定着を推進します
- ⑧ 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます
- ⑨ 障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援します

3 計画の位置付け

計画の位置付けを記載する。

「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」の位置づけと同様とし、引き続き、計画期間を10年間とする「あいちビジョン 2030」を長期計画、6年間とする障害者計画を中期計画、3年間とする障害福祉計画・障害児福祉計画を短期計画と位置付ける。

- 「あいちビジョン 2030」の下位計画として位置づける。
- 次の計画を一体的に策定する。
 - ・ 障害者基本法第11条第2項に基づく都道府県障害者計画(第5期)
 - ・ 障害者総合支援法第89条第1項に基づく都道府県障害福祉計画(第8期)
 - ・ 児童福祉法第33条の22第1項に基づく都道府県障害児福祉計画(第4期)
- 次の計画の性格を併せ持つ。
 - ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項に基づく障害者による文化芸術活動の推進に関する計画
 - ・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条第1項に基づく視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画

4 計画期間

計画の計画期間を記載する。

「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」の計画期間と同様に、計画期間を6年間とし、その対象期間を2027年度から2032年度までとする。

5 障害保健福祉圏域及び区域の設定

障害保健福祉圏域及び区域を設定し、記載する。

「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」の障害保健福祉圏域及び区域と同様、2次医療圏及び老人福祉圏域と同一の11の圏域・区域とする。

【障害保健福祉圏域・区域】	
圏域・区域	圏域・区域に属する市町村
名古屋・尾張中部	名古屋市、清須市、北名古屋市、豊山町
海部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾張西部	一宮市、稲沢市
尾張北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河北部	豊田市、みよし市
西三河南部東	岡崎市、幸田町
西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

6 SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえた計画の推進

計画の推進に当たり、SDGsの目標達成に資するよう、意識して施策に取り組むことを記載する。

第3章 現状

1 人口構成

本県の人口の推移について、年齢別に記載する。

2 障害のある人の状況

次の項目を記載する。

- 身体障害のある人：等級別、障害別、年齢別、障害支援区分別
 - 知的障害のある人：判定別、年齢別、障害支援区分別
 - 精神障害のある人：程度別、障害支援区分別、自立支援医療(精神通院医療)受給者数
 - 発達障害のある人：精神障害者保健福祉手帳所持者数(F80-F89、F90-F98)
 - 高次脳機能障害のある人：推計人数
 - 難病の方：特定医療費助成制度受給者数
- また、圏域別手帳所持者数を記載する。

3 障害福祉サービスなどの利用状況等

県内の障害福祉サービスなどの利用状況や事業所数等について記載する。

4 愛知県障害者基礎調査

2025 年 11 月 18 日から 12 月 15 日までにかけて、県内の障害のある人 3,550 名(身体障害のある人 1,650 名、知的障害のある人 450 名、精神障害のある人 650 名、発達障害のある人 350 名、高次脳機能障害のある人 100 名、難病の方 350 名、)を対象に実施した障害者基礎調査について記載する。

第4章 展望

本県の障害福祉の目指すべき姿を記載する。

2040 年頃を展望し、2030 年度までに重点的に取り組むべき政策の方向性を示す計画「あいちビジョン 2030」の下位計画として位置付けることから、2040 年を展望した本県の障害福祉の目指すべき姿を記載する。

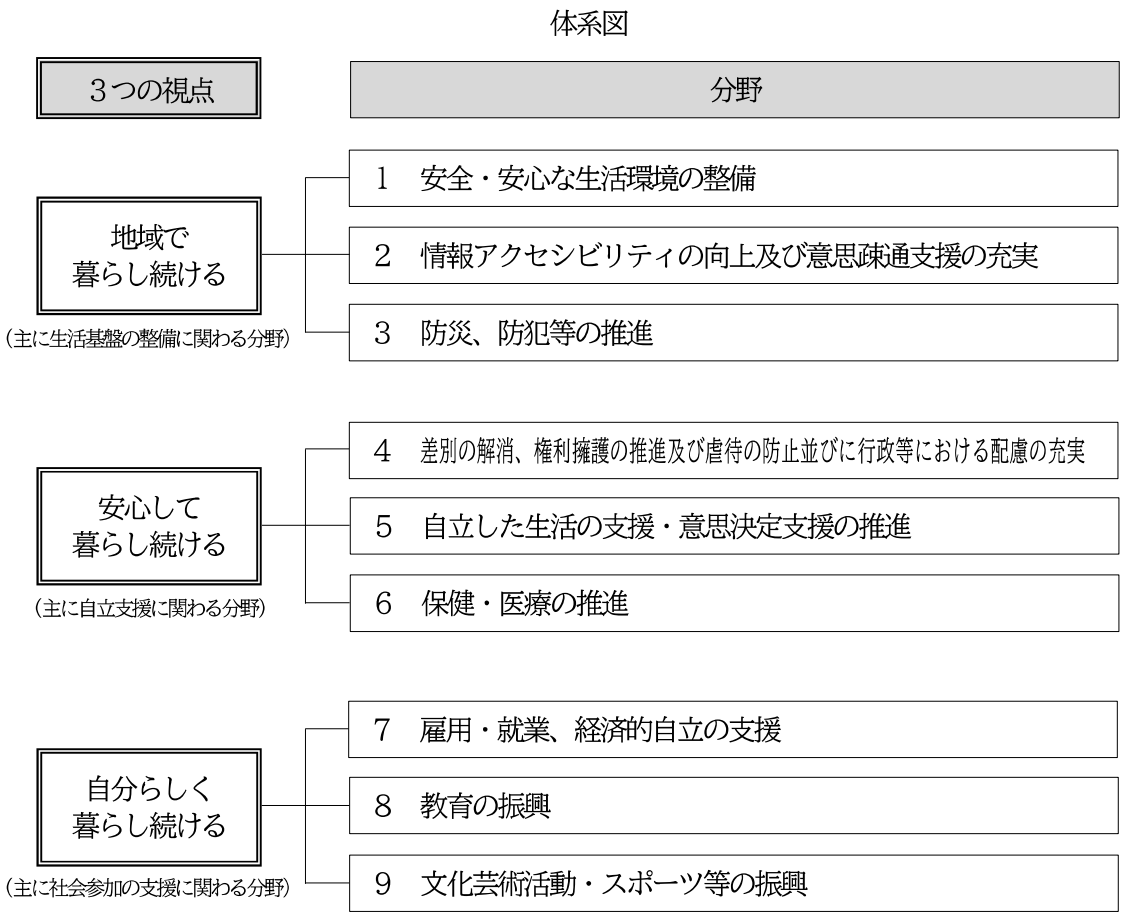
- 本県の 2020 年の人口は、約 754 万人。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040 年には約 705 万人になり、約 49 万人減少する。
- 本県の 2020 年の老年人口(65 歳以上人口)は、約 191 万人。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040 年には約 225 万人になり、約 34 万人(約 18%)増加する。
- 本県の 2020 年の高齢化率は約 25%で、4 人に 1 人が高齢者。2040 年には約 32%で、3 人に 1 人が高齢者となる。
- 障害のある高齢者は、障害に加えて高齢であることにより、更に困難な状況に置かれる場合がある。
- また、本県の 2025 年 6 月末現在の外国人人口は、約 35 万人。本県の人口の約 4.6%を占める規模で、東京都、大阪府に次ぐ全国第 3 位。
- 「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」を策定した 6 年前(2019 年 6 月末現在)の外国人人口は、約 27 万人。本県の人口の約 3.6%を占める規模であり、人数、全体に占める規模共に増加している。
- 一方、障害のある人の活躍の場の広がりや、元気に社会に参加し続けることを望む高齢者の増加などにより、社会の多様化が進んでいくものと見込まれる。
- このような中、持続可能な社会を実現していくためには、お互いの人格や価値観、多様な文化を認め合う寛容さを持ちながら、性別や年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、全ての人々が参画し、生涯にわたって活躍できる社会づくりを進めていく必要がある。
- 障害の捉え方についても、障害のある人、ない人と分けるのではなく、社会づくりに参画する一人一人の特性として捉えていくことが大切である。
- そして、今後より一層増加が見込まれる、高齢の障害のある人や、外国語を母語とする障害のある人が、地域で安心して、自分らしく暮らし続けられるよう、地域のつながりや支え合いといった地域力を高めていくことが求められる。
- 2040 年に向けて、行政だけではなく、企業、NPO、地域住民など地域のあらゆる関係者が協働して、すべての人々が、お互いの特性を理解し、支え合い、誰一人取り残さない社会をつくっていく。

第5章 各分野における障害者施策の基本的な方向

国が策定する、障害のある人のための施策に関する基本的な計画（障害者基本計画）に記載されている「基本的考え方」を基本とした、各分野における本県の基本的考え方を記載するとともに、その基本的考え方を踏まえ施策の方向性を記載する。

なお、各分野については、障害者基本計画や「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」を踏まえ、下記体系図のとおりとする。

※ 下記体系図は「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」と同様。一部、文言修正あり。



1 安全・安心な生活環境の整備

(1) 基本的考え方

障害のある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害当事者等の意見を踏まえ、障害のある人の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進する。

(2) 施策の方向性(例) ※検討中
(略)

2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(1) 基本的考え方

障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報アクセシビリティの向上を一層推進する。あわせて、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図る。

(2) 施策の方向性(例) ※検討中
(略)

3 防災、防犯等の推進

(1) 基本的考え方

障害のある人が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所(福祉避難スペース)を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進する。また、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進する。

(2) 施策の方向性(例) ※検討中
(略)

4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止並びに行政等における配慮の充実

(1) 基本的考え方

ア 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、国、市町村、障害者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、愛知県障害者差別解消推進条例の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、事業者や県民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、愛知県障害者差別解消推進条例等の実効性ある施行を図る。

また、障害者虐待を防止するとともに、障害のある人の権利侵害の防止を図るため、障害のある人の権利擁護のための取組を着実に推進する。

イ 行政等における配慮の充実

障害のある人がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行う。また、行政機関の窓口等における障害のある人への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、I C T等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行う。

(2) 施策の方向性(例) ※検討中
(略)

5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1) 基本的考え方

障害のある人の望む暮らしを実現できるよう自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害のある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築する。

また、障害のある人の地域生活移行を一層推進し、障害のある人が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障害の有無にかかわらず、県民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。

さらに、障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの質の向上等に着実に取り組む。

(2) 施策の方向性(例) ※検討中

- 自ら意思を決定することや表明することが困難な障害のある方への意思決定支援の推進
- 障害福祉サービスや社会参加促進のための事業等の充実
- 医療的ケア児者の地域の支援体制の充実
- 福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、障害児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に向けた取組の推進
- 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の普及啓発

6 保健・医療の推進

(1) 基本的考え方

精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害のある人への医療の提供・支援を可能な限り地域において行う。また、入院中の精神障害のある人の早期退院及び地域生活移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進める。また、精神障害のある人の地域への円滑な移行・定着が進むよう、切れ目のない退院後の支援に関する取組を行う。

障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る。

あわせて、保健・医療人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を着実に進める。

(2) 施策の方向性(例) ※検討中

(略)

7 雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 基本的考え方

障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲を持つ障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図る。また、一般就労が困難な者に対しては工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進する。

さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、障害のある人の経済的自立を支援する。

(2) 施策の方向性(例) ※検討中

(略)

8 教育の振興

(1) 基本的考え方

障害の有無によって分け隔てられることなく、県民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、いわゆる「社会モデル」を踏まえつつ、障害に対する理解を深めるための取組を推進する。また、学校教育における障害のある人に対する支援を推進するため、障害のある人に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めるとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実を図る。さらに、障害のある人が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指す。

(2) 施策の方向性(例) ※検討中

- インクルーシブ教育システムの推進
- 教育、医療、福祉、労働等、関係機関のネットワーク作り
- 教員の専門性の向上
- 基礎的環境整備など教育諸条件の整備
- 学校と労働・福祉等の関係機関の連携による就労支援
- 大学等高等教育機関との連携による情報発信

9 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1) 基本的考え方

全ての障害のある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害のある人の生活と社会を豊かにするとともに、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与する。また、レクリエーション活動を通じて、障害のある人等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図る。さらに、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会をつくるとともに、地域における障害者スポーツの一層の普及に努め、競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図る。

(2) 施策の方向性(例) ※検討中

(略)

第6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等

障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国が定める障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針に即し、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を設定し、記載する。

また、当該目標の達成に向けて実効性のある計画とするため、計画期間の取組を記載する。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1) 目標項目 ※検討中
(略)
- (2) 計画期間の取組 ※検討中
(略)

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (1) 目標項目 ※検討中
(略)
- (2) 計画期間の取組 ※検討中
(略)

3 福祉施設から一般就労への移行等

- (1) 目標項目 ※検討中
(略)
- (2) 計画期間の取組 ※検討中
(略)

4 障害児支援の提供体制の整備等

目標項目	参考(国の基本指針)
児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保	2029 年度末までに、各市町村において児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とし、目標を設定する。
インクルージョン推進のための協議の場の設置 新規	2029 年度末までに、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設定することを基本とし、目標を設定する。
難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築	2029 年度末までに、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とし、目標を設定する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2029 年度末までに、各市町村において主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保することを基本とし、目標を設定する。
医療的ケア児等支援に関する協議の場の設置・コーディネーターの配置	2029 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場に医療的ケア児支援センターが参画すること及び医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とし、目標を設定する。 また、2029 年度末までに、各市町村において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、目標を設定する。
障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置	2029 年度末までに、移行調整に係る協議の場を設定することを基本とし、目標を設定する。
障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保 新規	2029 年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とし、目標を設定する。
強度行動障害の状態にある子どもに関する支援ニーズの把握及び支援体制の整備 新規	2029 年度末までに、強度行動障害の状態にある子どもに関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

※ 着色のある目標項目は新たに設定するもの。ただし、着色のない目標項目についても、目標年等の変更あり。(以下本章において同じ。)

- (2) 計画期間の取組 ※検討中
- 児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の充実
 - 重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の構築
 - 経済的負担の軽減
 - 愛知県医療療育総合センターを中心とした支援体制の充実
 - 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保
 - インクルージョン推進のための体制の確保

5 地域生活支援の充実

- (1) 目標項目 ※検討中
(略)
- (2) 計画期間の取組 ※検討中
(略)

6 相談支援体制の充実・強化等

- (1) 目標項目 ※検討中
(略)
- (2) 計画期間の取組 ※検討中
- 情報収集・情報提供による市町村支援
 - 地域づくりのための体制整備に向けた助言等

7 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 新規

- (1) 目標項目 ※検討中
(略)
- (2) 計画期間の取組 ※検討中
(略)

8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- (1) 目標項目 ※検討中
(略)
- (2) 計画期間の取組 ※検討中
(略)

第7章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量と確保策等

国が定める障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針に即し、下記を記載する。

※ 基本指針において記載が求められている事項のうち一部(計画の基本的な理念等)は別の章に記載。

- 1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量と確保策
- 2 障害者支援施設及び障害児入所施設等の必要入所定員総数
- 3 県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 4 人材の確保及び資質の向上のために講ずる措置
- 5 発達障害のある人に対する支援

1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量と確保策

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みについて、市町村障害福祉計画・障害児福祉計画における数値を、区域ごと及び県全域で集計し記載するとともに、必要な見込量の確保のための方策等を記載する。

2 障害者支援施設及び障害児入所施設等の必要入所定員総数

障害者支援施設及び障害児入所支援施設等の必要入所定員総数を記載する。

3 県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

本県が地域生活支援事業の実施について、実施する事業の内容、各年度における事業の種類ごとの量の見込み、見込量の確保のための方策等を記載する。

4 人材の確保及び資質の向上のために講ずる措置

障害福祉サービス等に従事する者等の確保及び資質の向上のために実施する措置に関する事項を記載する。

5 発達障害のある人に対する支援

身近な地域で適切な支援を行うための体制の構築や、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた支援、更には新たな課題への対応について記載する。

第8章 目標一覧

計画の推進に当たって、目標を設定し記載する。

1 障害者計画に関する目標 ※検討中

第5章に対応する目標を記載する。

第5章の関連分野	「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」における目標項目
1 安全・安心な生活環境の整備	共同生活援助のサービス見込量
3 防災、防犯等の推進	消費者被害防止に取り組む高齢者等の見守りネットワークの人口カバー率
4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止並びに行政等における配慮の充実	障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している市町村の割合
	障害者差別解消支援地域協議会を組織している市町村の割合
	成年後見制度利用促進に係る市町村計画を策定している市町村の割合
6 保健・医療の推進	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合
	障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科検診の実施率
7 雇用・就業、経済的自立の支援	障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入(調達)の実績額
	就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額
9 文化芸術活動・スポーツ等の振興	あいちアール・ブリュット展開催回数
	障害者スポーツ参加促進事業の参加者数

2 障害福祉計画・障害児福祉計画に関する目標 ※検討中

第6章に記載した目標を再掲する。

第9章 計画の推進

計画の推進に当たって、関係機関との連携に関する事項を記載する。

また、計画の達成状況の点検及び評価に関する事項を記載する。

○ 市町村や愛知労働局などの関係行政機関、教育委員会等の教育関係機関、子育て支援機関、障害者団体やサービス事業者、医療関係機関など障害のある人の自立と社会参加に関わる関係者の御意見を聴きながら、連携・協働して進めていく。 ○ 毎年度、計画で設定した目標の達成状況を把握し、愛知県障害者施策審議会及び愛知県障害者自立支援協議会において、計画の実施状況の評価・監視がなされるようにする。 ○ また、個々の施策についても、障害のある人やその家族を始めとする関係者への意見聴取等を通じた当事者参画の推進に留意しつつ、評価・監視がなされるようにする。
